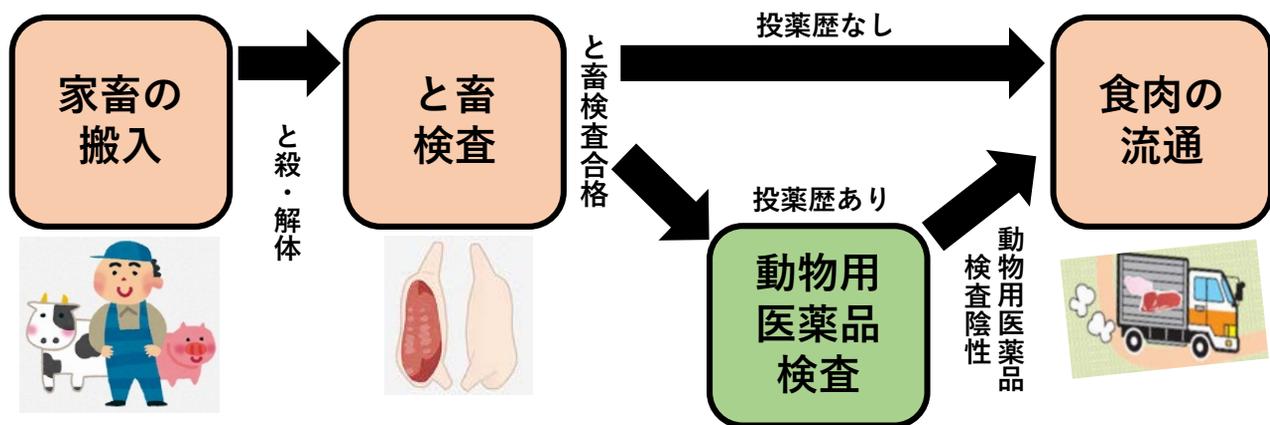


牛肉・豚肉の残留動物用医薬品検査

家畜の病気予防や治療において重要な動物用医薬品ですが、食肉に残留してしまうと、食品として不適になることがあります。そこで、当検査所では治療歴のある家畜を対象に動物用医薬品が残留していないかを検査し、流通される食肉の安全性を確認しています。昨年度は約1000頭検査し、うち1頭が食用不適のため全部廃棄になりました。

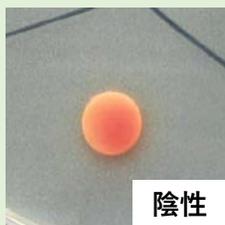
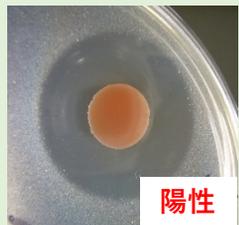
また、検査によって動物用医薬品が残留した食肉が見つかった場合には、農場や担当の獣医師への聞き取りを行い、原因を追究し、再発防止・リスク軽減に努めています。

検査の流れ



スクリーニング検査 (直接ディスク法)

ろ紙（ディスク）に腎臓の浸出液を含ませ、細菌を混ぜた培地上に置いて培養します。残留抗菌性物質により細菌の増殖が抑えられ、ディスク周囲が透明に抜けたものを陽性と判定します。



精密検査

(高速液体クロマトグラフ質量分析計)

極微量の残留物質を検出し、種類や量を調べます。

